

告 示

埼玉県告示第六百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、起業者埼玉県から収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 起業者の名称

埼玉県

二 事業の種類

一般国道二百五十四号改築工事（和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内）

三 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地

埼玉県朝霞市大字上内間木字八剣及び字厩尻並びに大字宮戸字北井房地内

ロ 使用の手続が開始される土地

なし

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

埼玉県朝霞市役所